

4消安第6566号
令和5年3月1日

各農薬製造者等 御中

農林水産省消費・安全局長

農薬を販売する際の表示要領の制定について（通知）

農薬の製造者又は輸入者は、農薬取締法（昭和23年法律第82号。以下「法」という。）に基づき、農薬を販売する際の表示事項の遵守が義務付けられている。

加えて、農業者等からラベルの文字が小さいので大きくしてほしい等の要望が多くなされてきたことを踏まえ、平成15年に「農薬を販売する際の表示要領」（平成15年6月25日付け15生産第2306号農林水産省生産局長通知。以下「旧通知」という。）を定めて具体的な表示方法を示し、適正で分かりやすい表示につき指導してきたところである。

平成30年以降改正された法及び農薬取締法施行規則（昭和26年農林省令第21号。以下「規則」という。）に基づき、令和2年度の登録申請から被害防止方法が登録事項に追加されたところ、今後、被害防止方法を定めた農薬が登録されることを見据え、その記載方法について明確にするとともに、薬剤抵抗性の発達回避に資する農薬の作用機構分類の情報提供や、ピクトグラムや二次元コードの活用等により、農薬使用者等にとってこれまで以上に分かりやすく的確な情報提供がなされるよう、改めて「農薬を販売する際の表示要領」を別紙のとおり定めたので、通知する。

については、購入者、農薬使用者等に分かりやすい情報の提供となるよう、法第16条及び規則第14条の規定に従うとともに、本通知を参照の上、より適切な表示を心がけられたい。

なお、本通知の発出に伴い、旧通知は廃止する。

農薬を販売する際の表示要領

- 1 農薬取締法（以下「法」という。）第 16 条に規定されている表示（以下「表示」という。）は、購入者、農薬使用者等が読みやすい字体によることとし、10 ポイント（日本産業規格 Z8305 に規定するポイントをいう。以下同じ。）以上の大きさの文字及び数字を用いることとする。ただし、法第 16 条第 4 号の事項及び 3 に規定する場合については、この限りでない。
- 2 容器又は包装の表面積が小さい場合には、農薬取締法施行規則（以下「規則」という。）第 14 条の規定を踏まえ、容器又は包装からはがれないようにラベルを巻き付ける、法第 16 条第 4 号から第 9 号までに掲げる全ての事項を印刷した文書を作成し、容器又は包装に添付する等の措置により、表示可能面積の確保を図ることとする。ただし、添付文書を作成する場合は、当該文書に法第 16 条第 1 号及び第 2 号に掲げる事項を併せて記載することとする。
- 3 2 の措置（添付文書を作成する場合を除く。）にもかかわらず、1 による表示が物理的に不可能な場合にあつては、法第 16 条第 1 号及び第 11 号の事項を除き、10 ポイント未満の大きさの文字及び数字により読みやすく表示することを妨げない。
- 4 表示は、登録票等に記載された登録内容と同一の内容とする。ただし、法第 16 条第 6 号から第 9 号までの事項については、文末等の表現を簡潔にすること、敬体を用いて丁寧な表現にすること等は差し支えない。
- 5 法第 16 条第 1 号の登録番号は、「農林水産省登録第 号」と表示することとする。
- 6 法第 16 条第 2 号の農薬の名称は、登録を受けた商品名以外の表示をしてはならないこととし、有効成分とその他の成分に係る各成分の種類及び含有濃度は、両者の区分が明確にできるよう表示することとする。
また、農薬の作用機構分類（RAC コード）を同号の農薬の種類に近接した位置に表示するよう努めるものとする。
- 7 法第 16 条第 4 号の適用病害虫の範囲及び使用方法は、表示可能面積に応じ、8 ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて、色分けすること等により読みやすく表示することとする。一方、表示が物理的に不可能な場合にあつては、5 ポイント以上の大きさの文字及び数字により読みやすく表示することを妨げない。ただし、2 において添付文書を作成する場合は、8 ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いることとする。

- 8 法第 16 条第 6 号のうち、使用に際して講ずべき被害防止方法（使用者への被害防止方法及び蜜蜂への被害防止方法）は、法第 16 条第 4 号の適用病害虫の範囲及び使用方法の表示に並べて分かりやすく表示するよう努めるものとする。
- 9 法第 16 条第 10 号の製造場の名称及び所在地について、小分け包装作業を製造場と異なる場所で行った場合には、包装作業を行った場所の名称及び所在地を附記すること。
- 10 法第 16 条第 11 号の最終有効年月は、算用数字により、西暦の下 2 桁及び月の順に、その間に「.」を入れて表示する。（例：最終有効年月が 2023 年 3 月の場合には 23. 3 と表示する。）

なお、ロット番号を記載する場合は、最終有効年月と混同しないよう、これと明瞭に区別して記載すること。
- 11 法第 16 条第 6 号から第 9 号までの事項について、ピクトグラム等の記号を補足的に用いること、インターネットを介した詳細情報や最新の登録状況等の提供を行うために容器又は包装等に二次元コードを表示すること等、農薬使用者等に対して、より分かりやすく的確な情報を提供するよう努めるものとする。

特に、法第 16 条に規定されている表示で 10 ポイント以上（同条第 4 号については 8 ポイント以上）の大きさを確保できない場合は、二次元コードを併用して表示するよう努めるものとする。